

## 白老町商工会 中小企業等経営持続化緊急支援事業給付金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大を起因とする一時的な業況悪化及び緊急事態宣言に伴う大幅な売上の減少により、経営の危機にさらされている本町の商工業者に対し、今後においても経営を持続させるための緊急的な救済措置として、白老町商工会（以下「商工会」という。）が白老町からの補助を受けて、商工業者に対し給付金を交付することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

### (対象事業者)

第3条 給付の対象となる事業者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 白老町内に事業所を有する者であること。
- (2) 令和3年7月末以前に創業した事業者であり、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) この要領の施行日において、営利を目的として事業を現に継続的に営む者であって、かつ、事業収入が総収入（給与所得を含み、公的年金を除く）の50パーセント以上であること。  
ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一時的に休業している場合を含む。
- (4) 中小企業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月又は9月のいずれかの月における事業収入が、前年又は前々年同月比で50パーセント以上減少していること。  
なお、令和2年10月以降に創業した中小企業者にあつては、「前年又は前々年の同月」を「創業月から令和3年7月までのいずれかの月」と読み替えるものとする。
- (5) 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）」に掲げる暴力団の構成員又は関連事業者でないこと。
- (6) 「北海道スタイル」に基づく感染予防に取り組む事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年度において「一次産業事業者経営支援事業」の給付を受けた事業者は、本事業による給付の対象外とする。

**(給付金額)**

第4条 給付金の額は、1事業者あたり20万円とする。

**(交付申請及び請求等)**

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、給付金交付申請・請求書(様式第1号)に次の書類を添えて、白老町商工会長(以下「商工会長」という。)あてに提出するものとする。

- (1) 暴力団対策法に抵触しない旨を記した誓約書(様式第2号)
- (2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し
- (3) 直近の確定申告書の写し(1期目の決算前である場合は、開業届の写し)
- (4) 帳簿の写し(第3条第1項第4号の要件を満たしていることがわかる部分)
- (5) 事業に係る預貯金通帳の表紙等の写し

2 申請者が商工会の会員である場合は、前項第1号及び第2号に定める添付資料を省略して差し支えないものとする。

**(交付決定等)**

第6条 商工会長は、前条の書類を受理したときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、給付金交付決定通知書(様式第3号)により速やかに交付決定を行い、申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、給付金を交付しないときは、給付金不交付決定通知書(様式第4号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

**(交付決定の取消し)**

第7条 商工会長は、虚偽の申請により本給付金を申請・請求又は受領した者に対し、前条による交付決定を取り消すことができる。

2 前項に基づき取消しとなった給付金に関し、商工会長から返還を命ぜられた者は、当該命令に係る給付金の受領の日から返納の日までの日数に応じ、当該給付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を併せて納付しなければならない。

**(受付期間)**

第8条 申請の受付期間は、令和3年11月8日から12月24日までとする。

**(委 任)**

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

**(施行期日)**

この要領は、令和3年11月1日から施行する。